

館長	GL	SL	受付	年 月 日
				有、免、第 号
<h2 style="margin: 0;">愛荘町公民館利用許可申請書</h2> <p style="margin: 0;">愛荘町立愛知川公民館長</p>				
申請者	住所 氏名  TEL			
次の物件を利用したいので申請します。 なお、利用に当たっては愛荘町公民館条例を遵守します。				
利用物件	・大ホール    ・和室    ・ふれあい室 ・IT室    ・会議室    (・駐車場    ・応接室)			
	備品名 (数量)			
利用の目的				
利用の日時	年 月 日( ) 時 分から 時 分まで			
	年 月 日( ) 時 分から 時 分まで			
利用予定人数				
使用料	円	収納	済・未済	
使用料内訳	部屋代		円	
	冷房・暖房代		円	

(利用遵守事項)

第7条 公民館の利用許可を受けた者は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気に十分注意すること。
- (2) 利用中施設等の保全に十分注意すること。万一施設等を損傷し、または滅失したときは、速やかに館長に届けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が指示した事項  
(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。